

匝瑳市防災会議

日 時：平成25年12月20日（金）

午後1時30分から

場 所：匝瑳市民ふれあいセンター

2階 会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 「匝瑳市地域防災計画」（素案）について

(2) その他

5 閉 会

匝瑳市地域防災計画（素案）の修正について

修	正	前	修	正	後
【31ページ】 4 自主防災体制の強化 (1) 地域防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 (中略)		【31ページ】 4 自主防災体制の強化 (1) 地域防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 (中略)	このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。	このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。	このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。
【225ページ】 4 自主防災体制の強化 (1) 地域防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 (中略)		【225ページ】 4 自主防災体制の強化 (1) 地域防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 (中略)	自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、自主防災組織の中で積極的に女性の参画を推進するとともに、市は、自主防災組織が十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努めるものとする。	自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、自主防災組織の中で積極的に女性の参画を推進するとともに、市は、自主防災組織が十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努めるものとする。	このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、県との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催する等、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、自主防災組織の中で積極的に女性の参画を推進するとともに、市は、自主防災組織が十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

【3.8ページ】

3 津波避難対策

(5) 防災カメラの設置

市民への津波情報伝達手段の多様化を図るため海岸地区における建築物や防災行政無線屋外拡声子局等に防災カメラを設置するよう努める。撮影した映像はホームページ等で随時公開し、市の災害対応や、市民の避難行動及び情報収集に活用する。

定を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、県との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーター等、共助の中核となる人材の育成を促進する。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、積極的に女性の参画を推進する。

【3.8ページ】

3 津波避難対策

(5) 防災カメラの設置

津波情報を迅速かつ安全に収集するため、海岸地区への防災カメラの設置に努める。

匝瑳市地域防災計画の修正の概要について

1 計画修正の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市でも今まで経験したことのない甚大な被害が発生し、地域防災計画を基本とする各種行動計画等に基づき災害対応にあたったが、様々な課題があがり、現行の計画では対応しきれない部分も明らかとなつた。

また、平成23年12月27日に「国の防災基本計画」が修正され、それを踏まえて県では、平成24年8月6日に大幅な修正を加えた新しい「千葉県地域防災計画」を決定した。

以上のことから、予想される新たな災害への対策を強化するため、地域防災計画の修正を行うものである。

2 計画修正の基本的視点

計画修正に当たっては、東日本大震災から得られた課題を踏まえ、下記の3つの視点を重視し、計画修正を行つた。

【3つの視点】

- (1) 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画への見直し
- (2) あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画の見直し
- (3) 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進

3 全体構成の見直し

地域防災計画の修正に当たっては、津波対策の強化を図るために、計画全体の構成を下記のとおり変更した。

- (1) 「震災対策編」を「地震・津波対策編」に改称した。
- (2) 現行計画の風水害等対策編、震災対策編、震災対策編附編及び大規模事故災害対策編の各編にそれぞれあった総則を各編の共通理念として「第1編総則」を新設した。

【現行】
○ 風水害等対策編
○ 震災対策編
○ 震災対策編附編
○ 大規模事故災害対策編



【修正案】
【第1編】 総則【新設】
【第2編】 地震・津波対策編【改称】
【第3編】 地震・津波対策編附編
【第4編】 風水害等対策編
【第5編】 大規模事故災害対策編

4 主な修正事項

主な修正事項については、下記のとおりである。

(1) 総則

ア 地域防災力の向上

現行の計画は、県、市及び防災関係機関が協力して災害対応に当たることが中心であった。今回の計画修正においては、市民が自らの命は自分で守る。(自助) 自主防災組織等が自分たちの地域は自分で守る。(共助) 県や市町村等が災害に對して行う取り組み。(公助) この自助、共助、公助が一体となって市内全域の防災力を向上させていく。

イ 男女双方の視点に配慮した災害対策

東日本大震災では避難所生活や災害備蓄品等において、女性への配慮の必要性が再認識されたため、男女双方の視点に配慮した災害対策を進める。

(2) 地震・津波・風水害等対策

ア 総合的な津波対策

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講ずる。具体的には、県が行う防潮堤等の海岸保全施設の整備によるハード対策に過度に依存するのではなく、津波避難を軸としたソフト対策を強化し、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

イ 津波避難タワーの整備

海岸付近にいる災害時要援護者等が津波に対して避難が間に合わない場合の一時的な緊急避難施設として避難タワーを整備する。

ウ 排水機場の運用

排水機場について、津波警報時等にも遠隔制御によって水門が開閉するシステムの構築に努める。

エ 津波避難計画

津波避難計画について、市民が迅速、円滑に避難できるように津波に対する情報伝達の仕組み。津波避難所及び避難路の指定。避難準備情報及び避難勧告等の発令基準等を定めた。

また、新たな県の津波浸水予測図が公表され、現行の「匝瑳市津波避難計画」を見直す必要が生じたため、地域防災計画の修正と併せて修正していく。

オ 災害備蓄品

市は、災害時要援護者や女性の避難生活に配慮しながら、市民の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水や生活必需品の計画的な備蓄を行い、併せて民間調達による確保を目的とした関係事業者等との協定締結を推進する。

カ 支所部

野栄総合支所は現行計画において、部署が3つの「室」に分かれ所掌事務が室によって異なっていた。今回の修正に伴い、支所を「支所部」に位置づけ、災害発生時における災害情報の収集、応急対応、排水機場の運転管理及び津波避難場所の運営等を所掌事務とした。

キ 地区支部

地区支部について、現行計画において定められている設置基準と所掌事務等を変更し、地区支部は災害発生時の初期段階において、避難所での初動対応に特化するものに位置づけした。

また、津波警報や震度5強以上の地震が発生した場合、指定避難所へ自動配備することとした。

ク 液状化災害

地震に伴う液状化災害について、県が公表した液状化の危険度を示す「液状化しやすさマップ」を活用して周知する。

ケ 災害時要援護者対策の推進

東日本大震災では、死者の多くを高齢者が占める等、大規模災害に際して災害時要援護者が犠牲になる割合が高いことが明らかとなった。

そのため、防災対策を講ずる上で、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

コ 災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定

災害時要援護者の所在の把握に努め、地域全体で一人ひとりの要援護者に対し複数の支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定に努める。

サ 福祉避難所の指定

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化等の災害時要援護者等に配慮した福祉避難所の指定に努める。

（3） 放射性物質事故

ア 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

市及び消防組合は放射性物質事故が発生し、市域の環境に影響を及ぼすおそれのある場合、放射線モニタリングを実施するものとする。

イ 避難等の防護対策

市は、県等から緊急時におけるモニタリング活動の結果等、必要な情報の提供を受ける。

また、モニタリング結果等から、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

ウ 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施したモニタリング結果を防災行政無線や市ホームページ等で周知するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置する。

エ 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、市民の内部被ばくに対処するため、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の必要な措置を行う。

5 今後の見直し

今回の地域防災計画の修正は、東日本大震災における被害等を踏まえ、計画の見直しを行った。

今後は災害対策基本法の一部改正等を踏まえ、県計画の修正状況等を注視した上で、必要に応じて、修正を行うこととする。